

原 発 本 第 1 3 8 号
2 0 2 4 年 1 0 月 3 1 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 長官官房
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社
原子力発電本部
原子力管理部長

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の適用について（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」のうち添付に示す箇所につきまして、緊急時対策棟に係る使用前確認終了に伴い、2024年10月30日から適用を開始しましたのでご連絡申し上げます。

敬 具

（添付資料）

2024年10月30日から適用を開始したもの

2024年10月30日から適用を開始したもの

[対象]

本文

- 第3章 第4節 5 応急処置施設

別図3-3

- その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材）

別図3-4

- 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設

別表3-1

- 原子力防災資機材

別表3-2

- その他の原子力防災資機材

別表3-3

- 医療関連資機材

別表3-6

- 緊急時対策所

参考2

- 更なる防災体制の整備計画